

■ 制度検討の目的

「板橋区都市づくりビジョン」に基づき、多様な主体との協働による都市づくりを推進するため、都市づくりの基本理念を定め、都市づくりに関する必要な制度を制定する。

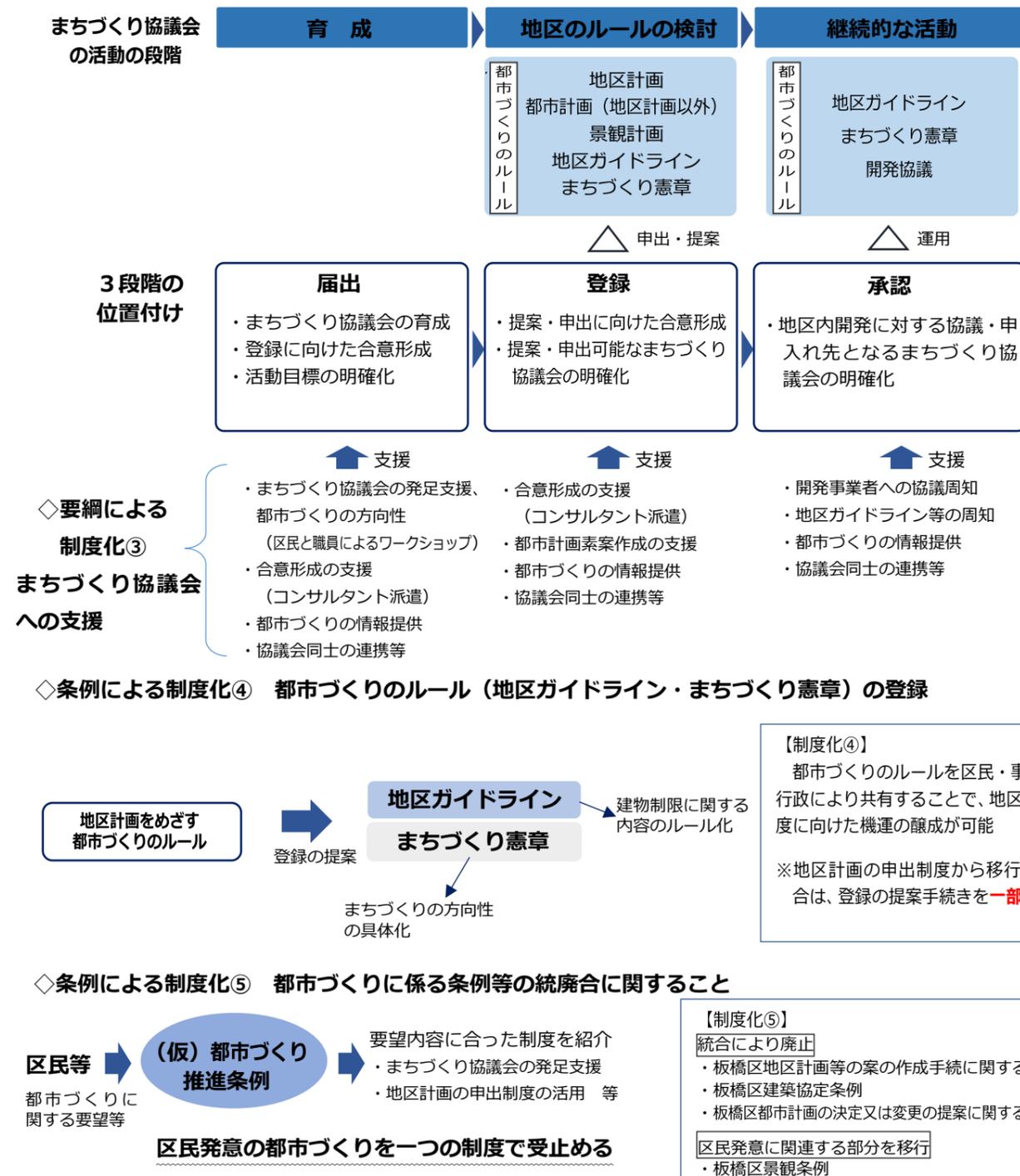
方向性Ⅰ：区民発意による都市づくりの促進に係る制度

◆ 推進方策① 地域住民の「まちづくり協議会」が活躍できる制度の策定

◇ 条例による制度化① 地区計画制度の活用を目指すまちづくり協議会の段階分け及び支援の対応 等

◆ 推進方策② 地域住民から区に対して地区計画などの発案ができる制度の策定

◇ 条例による制度化② まちづくり協議会から地区計画などの申出・提案に係る手続きの整序化



方向性Ⅱ：大規模土地取引行為等の届出に係る制度

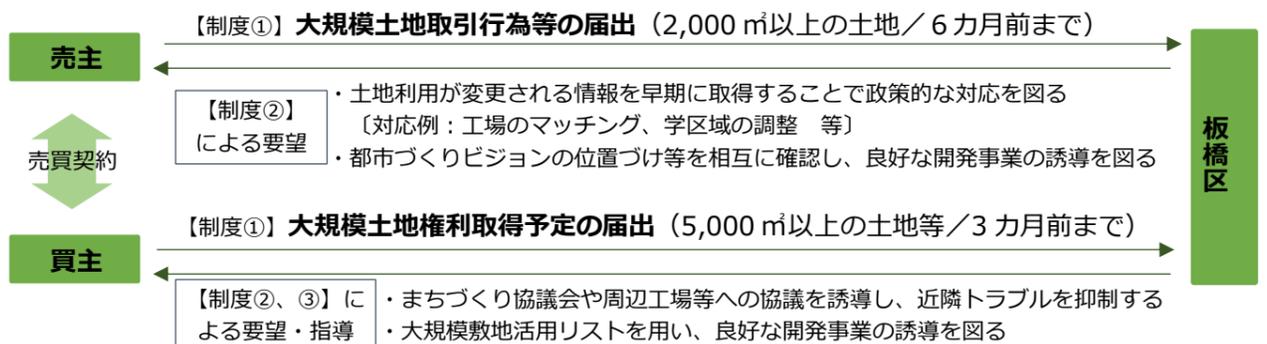
◆ 推進方策① 土地所有者等から土地利用転換に関する情報収集ができる制度の策定

◇ 条例による制度化① 大規模土地取引等に対する、土地所有者からの事前届出及び事務処理に関する事

◆ 推進方策② 土地所有者等に対して、区が当該土地利用転換に係る要望や指導ができる制度の策定

◇ 条例による制度化② 土地利用転換に係る土地所有者との協議機会の確保

◇ 条例による制度化③ 近接する工場や作業所等の操業環境への配慮した取組み



方向性Ⅲ：民間主体によるにぎわい創出の促進に係る制度

◆ 推進方策 公開空地等を活用し、民間が主体となって地域の魅力を向上させ、にぎわいを創出するための活動を促進する仕組み（規制緩和）の制度化

◇ 条例による理念の明示① 民間が主体となったにぎわいの創出活動を促進する理念を明示

◇ 条例施行規則による明示② 公開空地等の一時的な占用、国の制度（都市再生特別措置法）を活用した、公開空地等と公共施設（道路、公園等）の一体的な活用の推進

◇ 要綱による制度化③ 公開空地等を活用するための一時占用基準

◇ 要綱による制度化④ にぎわい創出活動を行う団体の登録

◇ 要綱による制度化⑤ 国の制度（都市再生特別措置法）に基づく、都市再生推進法人の指定基準の制定

【公開空地の活用について】

【公開空地】は「日常一般に公開」が前提であることから、原則、特定の者による占用及び使用不可

【制度化③】 区決定により設けた公開空地については、一時使用基準を定めることで利用可能

- にぎわい創出活動に限定
- 活動計画書の審査
- 活動報告のチェック

【制度化④】 にぎわいの創出活動を行う推進主体を登録し、推進主体が活動エリア内のとりまとめ・調整を実施



【公共施設（駅前広場）の活用について】

道路（駅前広場）の占用は、道路占用許可（道路管理者）、道路使用許可（警察）が必要であり、原則、収入を得るような常時占用物の設置は認められていない。

【都市再生整備計画】 区市町村が策定

- 占用許可の特例を位置付けが可能 ⇒ 公共施設の活用が可能

【都市再生推進法人】 区市町村は都市再生推進法人を指定

- 都市づくりを担う法人として、公的位置づけを付与
- 都市再生整備計画の作成の提案が可能
- 国からの財源支援（社会実験・協議会運営）

【制度化⑤】

- 都市再生推進法人の指定基準
- 都市再生推進法人の指定手続き